特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
市川町は国民年金被保険者資格関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
兵庫県市川町長

公表日
令和6年3月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理等に関する事務を、法定受託事務として行う。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②年金受給に係る裁定請求の受付 ③国民年金保険料の免除申請等の受理 ④日本年金機構への進達事務
③システムの名称	・MISALIO 国民年金システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
年金資格情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項，別表第一の第31の項 ・国民年金法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号，別表第二項番47，48，49，50 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第26条の2，第26条の3，第26条の4（別表第二項番49に係る主務省令は未公布）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民環境課
②所属長の役職名	住民環境課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市川町　総務課　〒679-2392　兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3　Tel:0790-26-1010（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市川町　住民環境課　〒679-2392　兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3　Tel:0790-26-1011

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	Ⅰ 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民税務課長 中塚進悟	住民税務課長 後藤範一	事後	-
平成29年4月24日	Ⅱ 1 対象人数	平成27年1月1日	平成29年1月1日	事後	-
平成29年4月24日	Ⅱ 2 取扱者数	平成27年1月1日	平成29年1月1日	事後	-
平成30年4月16日	Ⅰ 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民税務課	住民環境課	事後	-
平成30年4月16日	Ⅰ 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民税務課長 後藤範一	住民環境課長 坂本和昭	事後	-
平成30年4月16日	Ⅰ 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市川町 住民税務課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1011	市川町 住民環境課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1011	事後	-
平成30年4月16日	Ⅱ 1 対象人数	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	-
平成30年4月16日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	-
平成31年4月12日	Ⅰ 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民環境課長 坂本和昭	住民環境課長	事後	-
平成31年4月12日	Ⅱ 1 対象人数	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	-
平成31年4月12日	Ⅱ 2 取扱者数	平成30年1月1日	平成31年1月1日	事後	-
令和2年4月6日	Ⅱ 1 対象人数	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	-
令和2年4月6日	Ⅱ 2 取扱者数	平成31年1月1日	令和2年1月1日	事後	-
令和3年6月15日	Ⅱ 1 対象人数	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	-
令和3年6月15日	Ⅱ 2 取扱者数	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	-
令和4年3月29日	4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	-
令和4年3月29日	Ⅱ 1 対象人数	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	-
令和4年3月29日	Ⅱ 2 取扱者数	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	-
令和5年3月29日	Ⅱ 1 対象人数	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	-
令和5年3月29日	Ⅱ 2 取扱者数	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	-
令和6年3月28日	Ⅱ 1 対象人数	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	-
令和6年3月28日	Ⅱ 2 取扱者数	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	-
令和6年3月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に基づき、国民年金資格の管理、保険料の付加・免除・給付の申請受付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1.被保険者の資格の管理 2.日本年金機構（年金事務所）への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理等に関する事務を、法定受託事務として行う。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②年金受給に係る裁定請求の受付 ③国民年金保険料の免除申請等の受理 ④日本年金機構への進達事務	事後	-
令和6年3月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 ・国民年金法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項，別表第一の第31の項 ・国民年金法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2		
令和6年3月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 48,50.117項	【情報照会の根拠】 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号，別表第二項番47，48，49，50 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第26条の2，第26条の3，第26条の4（別表第二項番49に係る主務省令は未公布）		